

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 附則第三十二条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

総務大臣 武田 良太
 農林水産大臣 野上浩太郎
 内閣総理大臣 菅 義偉

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年六月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第七十二号

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第一条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の三」を「第十五条の四」に、「第五十八条の二十五」を「第五十八条の二十六」に、「第六十九条の二」を「第六十九条の三」に改める。

第二条第四項中「第五十八条の十九」を「第五十八条の十九第一号」に改める。

2 販売業者又は役務提供者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第五条第一項中「前条ただし書」を「前条第一項ただし書」に、「同条各号」を「同条第一項各号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条第二項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「若しくは第四条から第六条まで」を、「第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条」に改める。

第八条の見出しを「販売業者等に対する業務の停止等」に改め、同条第一項中「若しくは第四条から第六条まで」を、「第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者又は当該役務提供者が個人であり、かつ、その特定関係法人(販売業者若しくは役務提供者又はその役員若しくはその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用者(以下単に「使用人」という。))当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であった者を含む。次条第二項、第十五条の二第二項及び第二十三条の二第二項において同じ。が事業経営を事実的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この章において同じ。において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていと認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供者に對して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

第八条の二の見出しを「役員等に対する業務の禁止等」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項前段」に改め、同項第一号中「六十日」を「一年」に改め、「営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用者(以下単に「及び」という。))を削り、同項第二号中「六十日」を「一年」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用者が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用者に對して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定め、その行つている当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる販売業者又は役務提供者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていと認められる者

二 自ら販売業者又は役務提供者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていと認められる者

第九条第一項中、「書面」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))」を加え、同項ただし書中「第五条」を「第五条第一項又は第二項」に、「第四条」を「第四条第一項」に改め、同条第二項中「書面」の下に「又は電磁的記録による通知」を加える。

第十一条ただし書中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「の売買契約」の下に「又は役務提供契約」を加え、「又は売買契約」を「又は」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約に係る申込みの期間に関する定めがあるときは、その旨及びその内容

第十二条中「の売買契約」の下に「又は当該役務の役務提供契約」を加え、「又は売買契約」を「又は」に改める。

第十二条の三第一項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。))」を削る。

第十二条の四第一項中「第六十六条第五項」を「第六十六条第六項」に改める。

第十二条の五の次に次の一条を加える。
 (特定申込みを受ける際の表示)

第十二条の六 販売業者又は役務提供者は、当該販売業者若しくは当該役務提供者若しくはそれらの委託を受けた者が定める様式の書面により顧客が行う通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又は当該販売業者若しくは当該役務提供者若しくはそれらの委託を受けた者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客